

令和6年度香川地方最低賃金審議会  
第2回香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和6年10月1日(火)  
香川労働局第1会議室

出席者            公益側            東、春日川、高塚  
                     労働者側        門、土田  
                     使用者側        池田、木下、白石

議 題            1    参考人意見聴取について  
                     2    最低賃金に関する基礎調査結果について  
                     3    香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について  
                     4    その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。  
専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、箸方委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります8名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める3分の2以上の要件を満たし、専門部会が成立しておりますことをご報告いたします。

机上にあります資料について説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2024（令和6）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「業務改善助成金」のご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」業種課題対応コース（運送業、病院等、建設業）のご案内を配布しておりますので、ご参考にしてください。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、東部会長、議事の進行をお願いいたします。

○東部会長

それでは、議題（1）の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先日の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の8-1、8-2として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしく願いいたします。

○東部会長

それでは、委員の皆様はすでに目を通していただいていることとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○土田委員

私、土田のほうから、記載した内容の主意と一部重複をしてしまいますけれども、ご説明をさせていただきます。

まず1点目について、特定最低賃金は未組織労働者の労働条件の向上として、労使交渉の補完・代替機能を持っております。賃金の不当な切下げ、製品の買ったたきを防止するなど、事業の公正競争を確保し、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けて重要な役割を担っているということです。さらには、地域別最低賃金とは異なって、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金で、とりわけ電気の特定最低賃金につきましては、要覧等々も専門部会の資料等々もご覧いただいて、お分かりいただけたと思いますけれども、他の産業より基幹的労働者とみなされない適用除外項目が多くありまして、高度な技術を有した電機産業の基幹的労働者の最低賃金であるというふうに言えます。

そういった点から、地域別最低賃金が10月2日より52円引き上げられまして、時間額970円となりますけれども、現行の電気の特定最低賃金額は982円ということでありまして、地域別最低賃金より相対的に高い水準への引上げが不可欠であるということをおもっております。

2点目ですけれども、雇用形態の違いで、労働者間の不合理な待遇差の解消に向けた各種の法改正がされております。同一価値労働同一賃金という観点から、賃金格差の是正に向けて企業内最低賃金協定の水準に引き上げることで、電機産業全体の賃金の底上げを図ることができるというふうに考えております。

3点目のほうは、政府統計から見た電機産業の立ち位置についてということですが、雇用者数、生産額、出荷額において、製造業に占める電機産業の割合は高く、全国的に見て我が国の主要産業と言

えます。また、香川県というところで見ましても、同じく主要産業で、県内経済における重要な役割を担っていると言えると考えております。県内のデータにつきましても、2022年の経済構造実態調査（製造業事業所調査）の産業別統計の香川県分からとなっておりますことを補足し、引用の部分をつけるのが途中に入ってしまったので、ちょっと分かりにくい記載となっておりますけれども、ここで補足をさせていただきます。申し訳ございません。

4点目ですけれども、電機産業は、大手企業から中小零細企業まで裾野の広い産業構造となっております。事業の公正競争を確保する上で、最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であります。この意見書記載の業界3団体におきましては、適正取引の推進とパートナーとの価格競争に向けた自主行動計画というものをそれぞれ策定し、下側の記載をしておりますけれども、価格決定の考え方として、最低賃金の引上げも反映した適正な労務費を反映すると記載をしています。また、内閣府の未来を拓くパートナーシップ構築推進会議においても、パートナーシップ構築宣言の仕組みが創設され、下に記載のとおり、宣言では親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業推進法に基づく振興基準の遵守）を宣言し、今4万8,502社が登録をしているという状況であります。加えて2023年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会にて策定された、労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針においては、価格交渉における労務費上昇の理由の説明や根拠資料として最低賃金やその上昇率を挙げており、国として賃上げ原資を確保できる取引環境の整備も進めています。

香川県におきましても、国、経済団体、連合香川のほうで、中小・小規模事業者における賃上げを実現するために、労務費などの上昇分を適切に価格転嫁する機運を醸成することで、サプライチェーンの共存共栄、付加価値の向上、人材の定着確保を図り、県内の中小・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的として、価格転嫁の円

滑化に関する協定を締結し、価格転嫁を行える環境を目指しておりますし、補足になりますけど、我々が所属する組合組織、電機連合というところなんですけども、今、電機連合の中でもそういった価格転嫁がスムーズに行われているのか、我々労働側としても、必要に応じて政策のほうに訴えていこうというような取組も進めているところでもあります。

続きまして5点目です。こちらはマクロベースで電機産業の労働時間当たりの付加価値（国内総生産）を見たものです。全産業に比べ約60%、製造業に比べて40%上回っていますけども、逆に雇用者報酬額で見ますと、電機産業は全産業に比べて約20%、製造業に比べて約15%しか上回っていないということで、これは、生み出した付加価値に対して賃金が見合っていないというふうに言えるものと考えております。詳細につきましては、意見書の4、5ページの別紙のグラフを後ほどご覧いただければというふうに思います。

電機産業につきましては、高品質なものづくり技術などの強みを生かしまして社会に貢献することが求められており、産業としてのさらなる発展も期待をされています。産業の魅力を高めて、優秀な人材の確保、定着を図るという観点からも、最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくということが重要だと考えております。

最後、6点目につきましては、組織労働者の賃金水準などの賃金実態を踏まえまして、基幹労働者の賃金にふさわしい水準としては、申出書に合意をさせていただいております組織労働者の企業内最賃協定の18歳の最低賃金水準、時間額で1,119円、ここに早期に引き上げる必要があるというふうに考えております。また、隣接県などの周りとの額差の縮小も必要であるというふうに考えております。補足ですけども、我々電気と、あと、一般機械、自動車、船舶などの労働組合で組織する協議会、金属労協というものがありますけども、この中では、地域別最低賃金の引上げを見据えて、この特

定最低賃金額も早期に 1,110 円の実現を目指しているというところ  
であります。

労働者側の意見、補足としては以上となります。

○東部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

(特になし)

○東部会長

それでは続きまして、使用者側お願いします。

○白石委員

使用者委員の白石です。私から資料の 8 - 2、27 ページになりますけども、ご説明させていただきます。

まず、はじめにというところの真ん中あたり、最低賃金をめぐり  
ましては、消費者物価の上昇に目が向いておりますけども、もちろ  
ん企業物価も同様に高騰しているという話です。企業間で取引され  
る商品、サービスの価格を指数化した企業物価指数を見ますと、  
2020 年平均を 100 とすると、2023 年 4 月で 120、その後は横ばい状  
態を続けておりましたが、2024 年になり再び上昇して、7 月時点で  
123.1 というふうになっております。

これを受けまして、価格転嫁が進んでいるかという話なんですけ  
ども、中小企業庁が今年 4 月から 5 月に実施した全国での調査  
では、発注企業との価格交渉が行われた割合が 6 割、コスト上昇分  
に対する販売価格への転嫁度合いを示す価格転嫁率は 46.1%、全体  
の 1 割から 3 割しか価格転嫁できなかった企業は 23.4%、逆に、全  
く転嫁できない、あるいは減額されたという企業も 2 割ほどありま  
したということでございます。以上が全国での状況でございます。

次のページの県内企業の状況のところの一番後段ですけれども、こちらは香川県内の価格転嫁の現状について記載しております。高松商工会議所が実施した業種別業界景気動向調査の中で、1年前と比較して、全体的なコスト増加分のうち何割程度価格に転嫁できたのかの問いへの回答は、1割から3割が28%で最も多く、0割が20%でありました。全国内とほぼ同様の状況にあります。企業物価が上昇し続ける状況では、適時適切な価格転嫁が行われることが求められますけれども、現状においては各種調査結果が示すとおりでありまして、特に人件費、労務費の価格転嫁が行われる環境整備はまだまだ不十分であると認識しております。

総括して言いますと、中小企業庁とか経済産業省、その他経済団体総がかりで価格転嫁の話を進めておりますけれども、取組は広がりつつありますが、実際の価格転嫁率は増加していないという状況にあります。その分、経営側から言いますと利益が減少しております。原材料費の価格転嫁が認められる方向にありますけれども、人件費、労務費の価格転嫁は認められていないことが多いということでございます。

香川県の場合は、中小零細が約9割を占めております。価格決定力のある企業、おたくの商品だったら言い値で買えますよという企業はほとんどありません。発注側との価格交渉も進まず、たとえ価格交渉ができて発注数量が減らされる事例もあります。企業物価が上昇しても、取引の上下関係の中で価格交渉に取り組むしかない状況です。最低賃金は法で定められたものですが、価格転嫁の取組は法律的な下支えの措置が少なく、企業はそこに理不尽さを感じております。

次のページ、3番目、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を取り巻く環境についてお話しします。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、AIなどの一部の市場においては活

況を呈する一方、民生機器、産業機器市場の停滞や、在庫調整の長期化に加え、足元では自動車関連部品に陰りが見えるなど、市況は依然として低迷し、需要面で厳しい状況が続いています。

また、原材料費、電気料金の高騰による製造原価の圧迫など、収益面でも大きな影響が出ております。2024年3月期の国内大手電子部品メーカーの連結決算を見ましても、8社中6社が営業減益となり、うち過半が2桁の減益となっております。輸出型企業が多い中であって、円安の追い風を受けながらも、こういった厳しい状況にあります。特に香川県で大勢を占める中小企業、小規模事業者にあっては、材料費等の上昇分を価格転嫁することも難しいのが実態です。さらに、賃金その他の人件費の大幅な上昇については、業績悪化に及ぼす影響が極めて大きいということを主張させていただきます。

4番目、賃金に関する考え方ですが、将来に向けて成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことは、もとより大切でありまして、そのために業績が好調な企業が賃金引上げを行うことは望ましいと考えております。しかしながら、生産性や業績の向上に基づかないまま大幅な最低賃金の引上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小企業、小規模事業者にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として事業の継続や雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。

今年度の香川県の地方最賃は52円、率にして5.6%と過去最高の引上げです。影響率におきましても20%超となっております、昨年度よりも大きい数字となっております。企業としては、人手不足への対応等が必要とはいえ、大幅な最低賃金の引上げは、川下の分野で最低賃金に左右される中小・零細企業の経営を今まで以上に圧迫することになります。

むすびになります。むすびの後段ですけれども、さまざまな製造コ



ストの上昇や不十分な価格転嫁、さらには世界経済の停滞という先  
の見えづらい環境の中で、事業の継続と雇用の維持確保に最大限努  
力しております中小企業・小規模事業者の経営の実態、事業環境を  
ご推察いただき、特定最低賃金の改正に当たっては、何とぞ慎重な  
審議となりますようご理解とご高配をお願い申し上げます。

意見書はこれで以上でございます。

○東部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

(特になし)

○東部会長

ただ今、労側、使側双方より発言がございました。

ただ今の発言に関して、ご意見、ご質問等はございますか。

○各委員

ありません。

○東部会長

それぞれのお立場からの貴重な意見であり、この後の金額審議に  
当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたい  
と思います。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果  
について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、電子部品・デバ

イス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における結果でございます。

まず、1ページの「1 最低賃金に関する基礎調査結果概要」です。

この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年6月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。

この中から一定の方法で抽出いたしました1,874事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました984事業所、10,002人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、76事業所、1,136人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5ページからの総括表（1）をご覧ください。

これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。

総括表（1）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、11ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5 ページからの総括表（1）、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の 982 円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が 982 円ですので、982 円を下回っている労働者の割合については、982 円の 1 円下、981 円の欄の右側、下段の累積構成比に 5.5%とあり、982 円を下回っている労働者が 5.5%いるということです。この 5.5%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを 10 円引き上げて 992 円とすると、991 円の欄の右側下段の累積構成比に 9.1%とあり、992 円に引き上げると 9.1%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数 170 人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが 3 ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表（1）の最終ページ（9 ページ）をご覧ください。一番下の行の左端に、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数等とありますが、第 1・20 分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに 20 等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり 5%のところの賃金額を示しています。ここでいうと 967 円となります。

以上でございます。

#### ○東部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○各委員

ありません。

○東部会長

それでは、議題（３）の「香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について」に移ります。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思えます。

なお、金額審議に当たって、公益側といたしまして労使双方の委員の皆様には是非ともお願いしたいのは、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより設定されることが求められているということでございます。

言うまでもなく労使のイニシアティブにより設定されるということは、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されるということでもあります。

また、本審において、最低賃金審議会令第６条第５項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致で答申することを前提としております。

これらの点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、この後、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、これまでの慣例によりますと、労・使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○東部会長

それでは労・使の順で、金額提示を受けることにします。

なお、金額提示に当たっては、その根拠についての考え方を述べ

ていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、労働者代表委員控室は相談室、使用者代表委員控室は第3会議室をご用意いたしております。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○土田委員

必要ありません。

○東部会長

それでは、使用者側委員の皆さんは控室に移動してください。

事務局はご案内をお願いします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○東部会長

お待たせいたしました。それでは全体会議を開催します。労使双方より2回ずつ金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。最終的に、労側がプラス65円、使側がプラス29円ということで、金額の提示に隔たりがあります。次回までに労使双方、再検討いただきまして、3回目の次回には是非とも全会一致となりますよう、ご協力をお願いいたします。

次回は、10月7日(月)の午前10時00分から、この会議室での開催となりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かありますか。

○各委員

ありません。

○東部会長

それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――